

## 橘南谿の稿本類について

(注一) (補注一)

### —北窓瑣談・東遊記—

太田晶二郎

橘南谿の遺品若干を、其の兄の系統の宮川氏から、史料編纂所が譲り受けた。<sup>(四)</sup>著名な『東遊記』や隨筆『北窓瑣談』やの稿本も存して貴重である。而して、之を貴重と謂ふのは、板本との間に種々の出入・相違を見ることに最大の理由がある。

東遊記は、板本<sup>(五)</sup>寛政七年板では二つの編に分れて各編五卷五冊であるが、稿本は八卷四冊<sup>(六)</sup>但し、二卷一冊失はれて、もとは十卷五冊<sup>(七)</sup>一編を立てることがない。板本の「前編」「後編」といふのは、刊行の際の都合によつただけのことであらうと知れる。

中にはひつて、章段の点を調べると、稿本と板本と章の順序に前後置き換へがかなり見られるが、その程度に止まるのではなく、稿本に存するのに板本には載つてゐない章が有り、又逆に、板本に載つてゐながら稿本に存せぬ章も有る。数まで言へば、稿本一欠失した二卷を転写<sup>(八)</sup>本によつて補足し全十巻について觀察する一だけに存する章が二七<sup>(九)</sup>板本のみに存するのが一<sup>(八)</sup>章で、合せて三八章にのぼつて有り無しの問題が生じた。中に就いて、板本に無い二七章は、東遊記の未刊部分として世に紹介すべきものであるだけでなく、なぜ板本に載せられなかつたかに多少の意味・理由が有つて、その或るものは、次に北窓瑣談について述べると共通点も出ることである。

北窓瑣談も、板本<sup>(九)</sup>文政十二年板は前篇と後篇とから成り、各々四卷四冊であるのに、稿本では通して五卷五冊<sup>(十)</sup>是れ亦、板本の分篇

は、単に出版の都合によるものであらう。

嘗て故辻善之助博士の『日本文化史』<sup>(一一)</sup>を読むに、△安永二年、飛驒ノ天領デ、百姓一揆ガ起シタ。代官ハ急援ヲ美濃郡上ノ青山家ニ請ウタ。同家デハ、「出兵・発砲シテ差支ヘナイカ」ハルドム江戸マデ伺ヒヲ立テカラニシヨウトシタ<sup>(一二)</sup>といふ形式拘泥の例を挙げ、典拠を北窓瑣談と注してをられる。しかし、瑣談(板本)を検しても、そのやうな記事は見当らず、頗る不審とした。しかるに、今回、稿本の北窓瑣談を見たところ、其の話しがまさしく載つてゐる。<sup>(一二)</sup>かやうに、稿本には、板本に存せぬ記事が七四段<sup>(一三)(一四)</sup>も見え<sup>(一五)(一六)</sup>。且又、他面、板本に存するのに却つて稿本に無い段も二八有る。

此のやうに多く、稿本に書かれながら板本には載せられなかつた記事が有るのは、どういふわけであらうか。初めは小規模な観察から出発することとし、稿本・板本どちらにも存する段でも、その内部に、板本が稿本とは異なつてある個所が往々見られるが、さうした小異同を先づ考へて見る。例へば、

①板本の瑣談「集外歌仙」の項は、△集外歌仙ハ狩野蓮長ニ命ジテ画ヲ加ヘラレタ<sup>(七)</sup>といふ旨の文、次に和歌の列挙、といふちよつと焦点が闕けたやうな形で、而も文のあと歌のまへ三行分空白になつてゐるが、これを稿本で見ると、△集外歌仙ハ、東福門院ノ懇望デ後水尾院カ辰輪ヲ染メラレタモハデアル。ソノ後、狩野蓮長ニ命ジテ画ヲ加

ヘラレタ▽といふ順調な記載である。板本は、無用な空白三行が告げ  
る如く、原文に削除を施して書き直し、後水尾院・東福門院、皇室関  
係の事を公けにするのを遠慮したのであらう、と思はれる。

②板本、「往古」<sup>(二九)</sup>机の高さ寸法を考へし人のありしに」、四、  
五字分空いてあるが、稿本では、「有徳廟(○徳川吉宗)の御時古の  
机の高さの寸法を御尋ありしに」云々とある。板本は、幕府・將軍に  
関しても憚る所が有つて彫り直したやうである。

④板本、「蚕国の人仮玉もて」云々、蚕国のは、四字ぐらゐ  
もはひる所に二字だけ書かれて、字と字との間が空き過ぎてゐる。是  
れは、<sup>(二九)</sup>稿本では、國名を顯して「亞魯齊亞」と記す。外国關係で彫り  
改めた例となる。

其他いろいろの例・さまどゝな場合が有るが、何らかの遠慮・憚り  
で板木を彫り改めた痕跡が歴然としてゐたり、又は、初めの彫り<sup>元</sup>元  
來の板下からして既に、稿本とは違へて固有名詞などを隠したやうな  
ことが多く見られる。

さうして、以上のことは又、規模を拡大して、まるゝ一段載つて  
ゐないもの一稿本に存するけれども板本には無い段々がなぜさやうに  
板本では除かれたかの理由を見るのに照明となるであらうと思ふ。

それら、板本に除かれた段々の内容に少しく触れて見ると、

①白鳥ヲ瑞祥トシテ朝廷デ祝賀シタガ、伏原宣條ハ、△帝德ヲ修  
メルコトコソ瑞祥ナレ<sup>(三四)</sup>ト勘申シタ。

②後西天皇ハ書藝ガヘタデキラツシヤツタガ、諫メニヨリ習字ニ  
励ンデ、上手ニナリ給ウタ。<sup>(三四)</sup>

③閑院宮ノ先代ノ和歌ハ平易ヲ旨トシタガ、今ノ宮ノハ新奇ヲ力  
メテ牛ル。<sup>(四五)</sup>

といふやうな、天皇や宮家に關係した記事が、稿本には存しても板本  
では除かれてゐることが有る。

②四柴野栗山ガ、將軍ニ神武天皇陵ノ詩ヲ獻ツテ尊王ヲ諷シタ。  
五江戸城内用意ノ分銅金ノコト。

かやうな、將軍・幕府關係の記事が省かれてある。

④「三傑五妻」

豊臣秀吉・石田三成を徳川家康に並べて三傑と称し、秀吉の五夫人を  
五妻と謂ふ由で、その三傑・五妻に触れた記事などは、勿論、板本に  
は出でてゐない。

又⑤細川侯ガ殿中デ刃傷ニ遭シタ時、細川家カラ薩摩屋敷ニ、万  
ノ際ノ助力ヲ請ウタトコロ、留守居家老ハ△国モトヘ問合セタ上  
デ返答スル▽ト応対シタ。薩摩侯ハソノ家老ニ切腹ヲ命ジタ。

此の如き、大名・諸藩に関する記事も、板本には抜かされてゐる。  
初めに言つた飛驒の一揆・青山家の一件が板本に見出だせなかつたの  
も、此の類に属して、当然のことであつた。

⑥○漂著唐船ガ、臨検シタ日本ノ役人ヲ載セタママ出帆シテシマツ  
タ<sup>(三〇)</sup>

九異国船防備ノ烽火ノ欠陥<sup>(三一)</sup>欠点。

此のやうに外国關係の事で省かれたものもある。以上、これらの段々  
が板本には載せられなかつた理由・事情は、更めて説くまでもなく、  
既に明瞭であらう。

さて、逆に、板本には載つてゐるのに稿本に見えない段も有ること  
を前に申したが、それらはどうして入れられたかといふと、大体、前  
記の如くして削り去つた段々の代り<sup>元</sup>穴埋めとしてであると謂へるや  
うである。例へば、板本北窓瑣談後編卷之三第一七段は、正常の順序  
からすれば、稿本の卷伍第三段が有つてよいはずの位所なのである  
が、実際は、それではなくて、稿本に存せぬ記事がはひつてゐる。其  
の、載らない稿本第三段はどのやうな内容であるかを見ると、大嘗祭  
・新嘗祭のことなのである。嘗て荷田在満が『大嘗会便蒙』を出版

したところ、絶板を命ぜられた上、閉門の处罚まで受けたのであつて、  
北窓瑣談のこと、大嘗祭・新嘗祭のことといふわけで稿本第三段を

削除したのであらうが、板下を書く初めから削除してあつたならば、  
間を詰めて済んだはずであるけれど、一旦は板木に彫つたあとで板木  
を削つて除いたのであらう、そこで、俄かに稿本瑣談のほかの文章を  
他の源から取り来つて穴埋めしたわけで、その証拠は歴然、此の入れ  
換へに係る一段は、書風・文字の大きさ、前後と違つてゐる。板木に  
大きく埋木をして改刻したものと見える。かやうに一段全体板木を削  
り去つて、代りに稿本に無い文章を入れたる、彫りやう異なる個所  
は、此のほかにも諸所に見られる。

さうすると、大小の削除改刻の前、原初のままの板木で刷つた未改  
訂の北窓瑣談板本が無いものだらうか。有らば、ちよと珍本と謂つ  
てよからう。諸君、瑣談に逢つたときは、願はくは点検の労を省まれ  
ざらんことを。

次に、又戻つて東遊記に於ても、稿本に有るが板本に載らなかつた  
分の内容を調べると、例へば、「秋田の人材」が板本に無いが、それ  
は、秋田藩が財政困窮の時、滑川通則といふ身分低い家臣を元方奉行  
に抜擢し、滑川の方策によつて財政復興に向つたといふ話であつ  
て、藩の内事を発くを憚つて除いたことであらう。

へ引きずられることが有らうと恐れる。

『春園先生講話抄』<sup>(三九)</sup>に、

公家ハ自分ノ家ニ写本トシテ伝ハツテ來タ記録類ヲ專心研究シテ  
キタノデアツテ、或ル公卿ガ、刊本ヲ読ム学者ヲ嘲ツテ「アイツ  
ラハ印刷学者デアル」と言ツタ。

といふ一条が有る。写本偏重は固陋であるが、しかしながら、右に述べ來つた如き、刊本が其の中に置かれてゐた状況・事情のもとで理解すれば、公卿某が、印刷学者に対しても、「写本学者」の優越を誇つたことも、何ほどかは道理無しとせぬであらう。<sup>(補注三)</sup>

注一 史料編纂所研究發表会第十九回（昭和三十八年十一月五日）に於ける口演を基礎とし、之に注記を加へる。

二 余が製して宮川家に贈つた目録を、多少修正して掲載する。

宮川家伝来橋南谿関係遺品目録

甲、筆書本ノ部

- 一、『北窓瑣談』 原本 「橘印／春暉」印アリ 五巻 五冊
  - 二、『東遊記』 原本 「深造／自得」印アリ 八巻 四冊
  - 三、『東遊記後篇』 板本ノ写シカ 五巻 一冊
  - 四、『国語律呂解』 「南谿 橘春暉著」 原本 一冊
  - 五、『日蔭記』 「寛政元のとし 石見介橘春暉」 天明のみかと(光格)ノ大嘗会ノコトヲ記ス 原本 一冊
  - 六、『交題百句』 「明和八年辛卯秋九月」 「南谿」 原本 一冊
  - 七、『南谿文集』<sup>(補注四)</sup> 漢文 明治頃ノ写シカ 「宮川」 印アリ 一冊
  - 八、『南谿詩集』<sup>(補注四)</sup> 漢詩 (七号)文集ト組合ヘル写シ 印記モ同ジ 一冊
  - 九、『春暉家集』 和歌 明治頃ノ写シカ 一冊
- 以上九部、南谿ノ撰著
- 一〇、『見聞漫録』 些ヶキモノ 一冊
  - 一一、抄錄モノ (後漢・三国史抄出) 一冊
  - 一二、抄錄モノ (歴朝捷錄等抄出) 一冊

- 以上三部、南谿ノ抄録力
- 一三、『采覽異言』 「深造／自得」印アリ 五卷 一冊
- 一四、『平安鬱攸記』 「大典禪師撰」 一冊
- 一五、『規矩元法秘術別伝三十五箇条和解』 「清水采応元帰著」 一冊  
以上三部、南谿ノ書写カ
- 一六、『身離形』 古刀ノ刀ヲ図ス 一冊
- 一七、『刀劍或問』 「水心子述」 「鍛煉玉函抜書」 一冊
- 乙、板本ノ部
- 一、『正北窓瑣談』 前篇 「文政乙酉「橘春徳」ノ「序」・「文政乙酉  
「菅原長韶」ノ「序」 四卷 四冊
- 二、『諸國奇談東遊記』 「寛政乙卯歲「愚山松本慎」ノ「序」 五卷 五冊
- 三、『諸國奇談西遊記続篇』 「閑田子蒿蹊」ノ「序」 「寛政十年」奥附  
五卷 五冊
- 四、『陽寒論分註』 「橘春暉述」 「寛政三年「南谿春暉」ノ「凡例」  
奥附 「深造／自得」印アリ 一冊
- 五、『陽寒論』 「橘春暉著」 「寛政三年「平安書林 林宗兵衛(等)」  
奥附 「深造／自得」印アリ 三冊
- 六、『雜病記聞』 「橘南谿先生講義」 「文化元年「橘春暉」ノ「序」  
印アリ 一冊
- 七、『漢書律呂解』 (版心。首題ハ「前漢書律志解」) 「深造／自得」  
以上八部、全テ南谿ノ撰著
- 丙、物品ノ部
- 一、茶ヒ 銘「みとり」(緑) 箱ノ蓋ノ裡面ニ和歌一首ヲ墨書き、詞書  
ニ云ク、「このかみの君六十一になり給ふを貢し茶ヒを造りて奉る」と  
て 春暉上 一本
- 二、香 「香木十五(〇「四」ヲ訂シテ「五」トセリ)種寛政丁巳ノ年叔  
父斎仙翁(ニ南齋。注三參看)伊賀藤堂空之介殿々到来其節又分ち給

ふ所也」ト紙片ニ記セリ 一四片 (書冊形ノ漆塗小匣ニ入ル)

三、『鈴虫松虫之風鈴』 (箱ノ題書) 「春暉より送ル」ト紙片ニ記セリ

二口 (一箱)

四、小箱ノ蓋 (三号) 風鈴ノ箱ノ蓋ト同大 「橘貞義が到来之猪口」ト  
墨書きシタレドモ、箱ノ身モ猪口モ存セズ 一点

丁、雜ノ部

一、『南谿橘先生之肖像』 原物ハ木像 「丁時明治貳拾年三月三十一  
日」附、「梅仙翁曾孫住三重郡音羽村橘春規(?)」差出、「一志郡久居十  
代目宮川保殿」充ノ文書添ヘルハ、南谿ノ直系橘家ガ有シタル南谿木  
像ハ焼失セシニヨリ、南谿ガ宮川家(注三參照)ニ送リタリシ像(写  
真ニウツルモノ)ヲ懸望シテ譲リ受ケシ際ノ請取リニシテ、宮川家  
ニハカタミトシテ此ノ写真ヲ留メタルナルベシ。写真一葉

二、書状 「昭和十三年一月廿二日」附、「三重県、、、医師 橘里  
吉」差出、「東京市、、、小池志な子様」充(まな女ハ、注三參  
照) 藤浪剛一医博ガ橘家ヲ訪ヒテ、▲(南谿ノ文集・詩集・歌集(○  
晶品、甲七・八・九号ノ原本ノコトカ)橘家ニアリ)ト志な女ガ語レ  
リ▼ト言ワニヨリ、其ノ所拠ヲ問フ。一通

(\* 其の像は、三重県、大正四年発行『先賢遺芳』に図版を掲げた所の橘  
春暉木像と同一物であらうと思ふ。しかるに、遺芳がそれを依然「一志郡  
宮川しな子蔵」と為したのは、不審である。なほ、遺芳が併せ掲げた宮川  
藏橘春暉書一詩、「題道光上人聽松菴」一は、編纂所にはひつてゐない。  
三、宮川氏は、『宮川氏家系図卷』(題簽)と題する系図を有する。それ  
に拠ると、「平姓也。梶原庶流。家紋矢。」といふことで、梶原「景時」の  
子「三郎兵衛「景茂」から出たとされてある。景茂の後、間に二十八代を置  
いて、「景保」(「宮川左次兵衛」といふひとの下に、「代々近江佐々木家  
属、江比(○北カ)佐々木京極高清臣。後を故而浅井備前守亮政属旗下。同  
国(マニ)郡宮川村居城也。依而代々(○景保カラ以後ノ意味デハナク、ソレ以  
前カラ代々アル。)以宮川為名。」)と注してある。この景保は、「永禄年  
中、備前守亮政、佐々木六角判官義賢・濃州煮藤山城守辰興以西旗攻浅井  
井、濃州赤坂ニテ討死。」と云ふ。

景保の子が「保元」で、「宮川権兵衛」と称し、「父景保討死之後、江州ヲ出テ、伊州西條ニ来ル、或ハ国府トモ云。此時幼稚也。成長後、山口但馬守以肝煎、藤堂高虎公仕。慶長十九甲寅、賜武百五十石。大坂陳、首得一級。元和三年、病卒、法名、透闇直入号。此後、世々仕 藤堂家。」とあつて、爾後、藤堂の家臣となる。

保元から、中間に四代有つて、「保嘉」〔後、保長ト改。〕は、通称「宮川吉之丞。始名、権之助・吉之丞。後、権兵衛ト改。〕であるが、「明和三八月六日卒、法名、少玄。」と云ふ。

保嘉の子、男五人・女一人を系図が掲げ、男子の最後に位置してゐるのが実に橋南谿であつて、

「某 橋春暉」と記され、「称石見介<sub>(補注四参考)</sub>業儒医 住平安、後、退隱于山城伏見。称梅仙。文化乙丑(○二年)四月十日卒、法号、南谿院。子桃仙繼家。」と注せられる。

(南谿ノきやうだいハ、系図ニ於テ右カラ第一ニ「女 早世 薫室」、

第二ハ「某 金之助 早世 勇雪」、第三ガ「保景」〔「宮川権兵衛

始名、嘉野右衛門、第四ニ「某 繼森嶋氏 称新三郎。宝曆十二壬午

九月六日卒 残雪」、第五、即チ南谿ノスグ右ノ「某」ハ、「繼伊東氏

称寿丹 業医」トアリ、是モ医デアツタ。第六即チ南谿デアル。

南谿ノ伯叔父母ハ、南谿ノ父保嘉ノきやうだい、保嘉ノ右ニ「女 早世 映月」、左ニ「女 嫁大脇氏」・「某 早世 曜林」ガ記サレテキル。

南谿ノ祖父、即チ保嘉ノ父ハ「保素」〔「宮川嘉左衛門 始名、三四郎・権太夫。」「享保八年十月卒、法名、了諦。〕〕

南谿ノいとこニハ、南谿ノ兄保景ノ子、「保貞」〔「宮川瀬平 始名、嘉左衛門、後有君命、改今名。」〕、ソノ左ニ「某 早世 称服部慶藏。法名、利天。」更ニ左ニ「女 同藩柘植平大夫妻」ガ見エル。

南谿ノ周囲、以上ノ如クデアル。」

南谿の兄である保景の方の後が、此の稿本類を持伝へた宮川家であつて、保景の子保貞、その子「保美」〔「宮川権兵衛 始名、又太郎。隠居シテ時哉。」〕「明治九年十二月廿二日死、法名、汎亥軒」、ここで系図は終る。

(ココマデノ中デモ、保景ヤ春暉ハ第一ノ書継ギ、保貞・保美ハ第二ノ書継ギノヤウデアル。)

但し、まだ貼り継がれない別紙が有つて、その記載によると、保美の子は「保之」〔「始松三郎、後平三。」〕「又改権兵衛、又改保。」「繼父保美業、禄賜百五十石。」であり、旧藩最後には百五十石を取つてゐたことが分る。保之の子は「某(始松三郎)」であるが、「日本郵船会社持船出雲丸運転手。明治二十五年四月五日、朝鮮國南海所安鷗近海ニ於テ溺死。」ここで男系は絶えてしまった。

松三郎の左には「女ゑな」が有る。以下、系図には書かれず、耳聞する所に係るが、あな女は、教員・舎監などを勤めた「しつかりした」人である。陸軍々人小池安之(ヤスミ)に宮川氏を継がせて家名を存した。安之の夫人は宮生の四男安士(ヤスミ)に宮川氏を継がせて家名を存した。安士の夫人は宮川千齡子氏であり、令息に保弘氏が有る。此の両氏は現今、東京に住んでをられる。

四 元史料編纂所長坂本太郎氏并に同夫人の斡旋が有つた。

五 袋綴。縦七寸六分、横五寸三分。毎半葉十一行(界闊ハ無シ)。第一冊、卷之壹、目録一葉、本文二八葉・卷之貳、目録一葉、本文二四葉。第二冊、卷之第三、目録一葉、本文二五葉・卷之四、目録一葉、本文二六葉。第三冊、卷之五、目録一葉、本文三葉・卷之六、目録一葉、本文二二葉。第四冊、卷之七、目録一葉、本文二四葉・卷之第八、目録一葉、本文二一葉。各冊の首に「深造/自得」印(白文、縦四分強、横三分弱)を朱捺してある。(モトノ表紙・題簽ヲ失ツタノハ、残念デアル。)

六 東遊記稿本は宮川家より譲り受けた当初から八巻四冊であるが、板本後編巻之五(十個章)の全部が稿本のなかに見当らぬのは已甚であり、或いは、稿本は、もとは、まだあとが有つて、全部ではちやうど十巻五冊だつたのではなかろうかと想像した。そこで、もし戻くに稿本を書きしたもののが有れば、失はれた巻冊を恢復できるであらう(勿論、内容ノ上デ)と希望した。たまゝ、今年(昭和四十一年)某古書肆の販売目録に東遊記写本が掲げられてゐたので、編纂所に購入したれば、江戸時代書写、十巻、二冊(巻之五マデ一冊、以下一冊)、板本の写しではなく、卷之一より八まで宮川家伝

來本に合致して稿本系と認められたが、果してあとに卷の九・卷之十の一卷を有し、これによつて宮川家稿本の欠失を補足することができると喜んだのである。(次下、此ノ十卷本ヲ「転写本」ト称スル。)

七 東遊記稿本の章題を目録し、板本に存する章には、板本第幾巻に在つて第幾に当るかを注し、板本に無いものは、梗概を略記する。

卷之壱ノ第一章、言葉石 (板本卷之一ノ第八章)

壱ノ二、漂流 (『去年』、加賀ノ本吉ノ船ガ、金華山沖デ暴風ニ遭ツテ漂流シタガ、琉球ノ大島ニ漂著シ、鹿児島ヲ經テ鄭寧ニ送リ還サレタ。)

壱ノ三、甲冑堂 (板本一ノ九)

壱ノ四、七不思議 (板本五ノ七)

壱ノ五、吹浦砂磧 (板本一ノ四)

壱ノ六、蘇武社 (板本一ノ五)

壱ノ七、熊突 (板本一ノ七)

壱ノ八、掘抜の井 (越前ノ荒井ニ、涸レズ噴キ出ル清水ガ有ル。鉄棒ヲ

繼足シ々々打込ンデ地盤ヲ打抜イタモノデアル。水脈ノ浅深ニヨツテ此ノ工法ノ成否ガ分レル。)

壱ノ九、鶏鷄變 (雄鷄) (越前デ、鶏ノ雌ガ雄ニ変ヅタ。但シ、サウ世ニ珍シイ事モナイ。)

壱ノ一〇、義貞像 (新田義貞戦死ノ地ニ近イ福井ノ東ノ長崎ニ、義貞ノ木像—衣冠。高サ五、六尺一ガ有ツタガ、盜マレテシマツタ。)

壱ノ一一、藤樹先生 (板本四ノ四)

卷之武ノ一、松前の津浪 (板本二ノ一)

武ノ二、寒氣指を落ス (板本二ノ二)

武ノ三、埋木 (板本一ノ六)

武ノ四、義経の笈 (板本四ノ二)

武ノ五、秋田の人材 (秋田藩財政困窮ノ際、藩主ノ後見左近殿ノ諮詢ニコタベテ、山口廻右衛門ガ、其ノ原因ヲ臣僚ノ私利追求ニ帰シ、下級ノ臣滑川通則ヲ忠誠ノ士トシテ推薦シタ。左近、滑川ヲ元方奉行ニ登用シ、滑川、庄屋・年寄ニ窮状ヲ告白シテ御用金ヲ課シタ処、皆々、滑川

ヲ信頼シテ命ニ応ジタノデ、ソノ金ヲ基礎トシテ財政、立チ直リニ向ツ

タ。—但シ、ソレモ束ノ間、滑川等ノ退陣ニ終ツタ。—)

武ノ六、箒の伝来 (富山デ箒ノ上手波市・藤沢勘兵衛等ノ妙技ヲ聴イタガ、是レハ、享保年中、富山侯長門守一ガ、京都カラ八橋流ノ三橋検校匂都ヲ招聘シタノガ起原デ、成田嘉藤太ヲ經テ今ニ及シテキル。)

卷之第三ノ一、孝子 (石鼎山人成田寅ノ事。亡父ニ供ヘルトテ、酒ヲ、京都カラ富山マデ自ラ手ニ持ツテ帰ツタ。父ガ、京ミヤゲノ金魚ヲ、死ナヌヤウニト、自分で携ヘテ來テ下サツタ恩ニ報イルノデアツタ。)

三ノ二、湖水の切抜 (琵琶湖・日本海間運河掘鑿ノ企画—四度メ一ガ今アリ、松浦安右衛門ガ測量ヲ行ナツタ。下関迂回ヲセズニスマト共ニ、水ガ減ジテ湖岸ニ莫大ノ田地ガ出来ル。シカシ、地元民ノ苦情ヤ、平重盛ガ記シタ石碑ミニ▲湖水切落シハ、人力ノ及ブ所デハナイ▼ト戒メテアルナド云フ反対ガ有ル。其ノ他、琵琶湖ノ奇事。)

三ノ三、十府の里 (板本一ノ三)

三ノ四、朱谷 (板本五ノ二)

三ノ五、鎌倉 (板本一ノ二)

三ノ六、竹根化蝉 (板本一ノ二)

三ノ七、小杉の感 (板本二ノ三)

三ノ八、名立崩 (板本二ノ四)

三ノ九、米山 (板本二ノ五)

三ノ一〇、平泉 (板本五末ノ一)

卷之四ノ一、佐渡わたり (板本三ノ六)

四ノ二、九十九橋 (板本二ノ六)

四ノ三、蜃氣樓 (板本三ノ五)

四ノ四、水落神明 (鯖江ノ東ノ水落駅ノ神明社ハ、由井正雪ト今井半兵衛トガ出会いツテ真剣仕合ヲシタ処デアル。)

四ノ五、文書拭機 (東北地方デハ、字ヲ書イタ紙ノ反古ヤ書籍ノ故紙デ尻ヲ拭クノハ、歎カハシイ。カヤウナ处カラハ有名人ガ出テヰナイ。)

四ノ六、丹後の人 (板本三ノ三)

四ノ七、幸の神 (板本三ノ四)

四ノ八、塩竈 (板本二ノ七)

- 四ノ九、鍛治屋敷（著者ガ糸魚川逗留カラ出発ノ際、知合ヒニナツタ人  
ヲト鍛治屋敷一地名ノ砂浜デ別宴ヲ開ク。居合セタ妓女、酌ヲシ歌舞  
シテ春色ヲ増シタ。）
- 四ノ一〇、仙臺侯の和哥（板本三ノ一）
- 四ノ一一、正木劍術（板本三ノ二）
- 卷之五ノ一、秋田ノ路（板本五ノ一）
- 五ノ二、胡沙吹（板本四ノ三）
- 五ノ三、化石溪（板本五ノ三）
- 五ノ四、親不知（板本四ノ一）
- 五ノ五、壺の石ふミ（板本後編一ノ一）
- 五ノ六、蜜語（板本後二ノ一）
- 五ノ七、葡萄嶺雪ニ歩ス（板本後一ノ三）
- 卷之六ノ一、竜燈（板本後二ノ一）
- 六ノ二、新潟（板本後二ノ二）
- 六ノ三、姫川波浪（姫川ガ水増シ流レ急ニシテ渡リ得ヌ時、著者、海上  
ヲ迂回シ辛ウジテ糸魚川ニ著イタ難航ノ状。）
- 六ノ四、三馬屋（板本後二ノ三）
- 六ノ五、狐の義理（板本後二ノ四）
- 六ノ六、駿河の名（板本後二ノ五）
- 六ノ七、三本木臺（板本後二ノ六）
- 六ノ八、錦木（板本後二ノ七）
- 六ノ九、龍鱗（板本後二ノ八）
- 六ノ一〇、蚌珠（板本後二ノ九）
- 六ノ一一、丹生か詩（板本後二ノ一〇）
- 六ノ一二、鶴岡の慈悲（板本後三ノ九）
- 卷之七ノ一、春日山（上杉謙信ノ春日山城址并ビニ菩提寺林泉寺遊覧ノ  
記。古昔ノ城ハ広大嚴重デハナカツタ、ト觀察スル。）
- 七ノ一、信夫摺（信夫摺ノ石ハ、旅人が麦ナド摘ンデ染料ニシテ摺ルノ  
ヲ土民厭ヒテ、倒シ伏セテシマツタ。其ノ他福島近辺ノ、鯖野ノ佐藤次  
信・忠信等ノ墓、南半田村ノ古塚カラ出タ大キナ頭骨ノ事。）
- 七ノ三、安達原（ムカシ鬼ノ住ンダ安達原、今ハ奥州中ノ繁華ノ地デア  
ル。）
- 七ノ四、舌切雀（下野ノ雀の宮ハ、舌切雀ヲ祭ルト云フ。并ビニ、宇都  
宮・小金原。）
- 七ノ五、四五六谷（板本後三ノ一）
- 七ノ六、斎藤五郎兵衛（板本後三ノ二）
- 七ノ七、北極星（板本後三ノ三）
- 七ノ八、方銭（仙臺侯ハ仙臺通字一角銭一ヲ铸テ領内ニ流通サセテキル  
ガ、粗製盪發ノ為相場ガサガリ、物価騰貴シ、人心モ悪化シテキル。）
- 七ノ九、登竜（板本後三ノ四）
- 七ノ一〇、黃鐘調（板本後三ノ五）
- 七ノ一一、簞木（板本後三ノ六）
- 七ノ一二、善光寺（板本後三ノ七）
- 七ノ一三、諏訪湖（板本後三ノ八）
- 卷之第八ノ一、空穂舟（箱ノヤウナ作リノ舟二人ヒトリヲ入レタノガ、  
日本海々岸ニ時フリ漂著スル。越後今町ニ著イタモノニハ若イ女ガ居タ  
ガ、士民又突キ流シテシマツタ。）
- 八ノ二、熊野御前（板本後四ノ一）
- 八ノ三、羽州の鬼（板本後四ノ二）
- 八ノ四、松嶋（板本後四ノ三）
- 八ノ五、舞楽（板本後四ノ四）
- 八ノ六、漢の文帝（板本後四ノ五）
- 八ノ七、篤志（著者、旅中、越前ノ栗田部デ医生ニ懇望サレテ医術ヲ談  
ジタガ、熱心ナ者ハ加賀マデモ附キ随ツテ質問ヲ続ケタ。）
- 八ノ八、鑄木氏（鑄木某、著者ガ古菅笠破レ合羽・草鞋ノイデタチデ  
訪ウタレバ、居留守ヲツカツタ。世上、形ノ交リ多ク、心ノ友ハ稀デア  
ル。）
- 〔次下、転写本ニヨル〕
- 卷の九ノ一、良民（敦賀ノ野口屋太次兵衛ノ善行。節儉貯蓄シタ金ヲ、  
大雪デ貧民饑餓ニ及ンダ時、匿名デ奉行所ニ差出シ、其ノ結果、他ノ有

- 産者モ感動シテ義捐シ、窮民、救濟ヲ得タ。後ニ、太次兵衛、本家ノ倒産ニ臨ミ、自家ヲ整理シテ本家ノ負債償却ニ充テルト共ニ、家族一同本家デ働イテ之ヲ復興シタ。ソコデ、大雪ノ際ノ匿名者モ太次兵衛デアルト知レルニ至リ、若狭侯聞イテ賞賜アリ、『懿民小伝』ニ事ヲ錄セシメタ。○小伝ニハ他ニハ、主家ノ小兒ヲ狂犬カラ護ツテ自分ハ命ヲ殞シタ子守娘ノ綱・老頑ノ舅ニ善ク事ヘタ糸ヲ載セテキル。)
- 九ノ二、手取川ノ風雪 (板本後五ノ一)
- 九ノ三、床下の声 (板本後五ノ二)
- 九ノ四、飛根ノ城跡 (板本後五ノ三)
- 九ノ五、菊石 (越中立山ノ麓蓬沢ノ奥ノ巖壁、一面ニ菊文ガ有ル。)
- 九ノ六、燕沢碑 (奥州燕沢ノ碑ハ、モト近村小田原村ノ安養寺ニアツタガ、享保年中、「大乘妙典一字石之塔」ノ料トシテココニ移シタ。細井平洲ハ此ノ碑ヲ、古墳ヲ祭ル文デアルト言ツタ。)
- 九ノ七、土を薪にス (越後黒井ノ辺ノ土ハ、土民之ヲ燃料ニ用キル。柴薪不自由ノ地、此クノ如シ。天ノ妙デアル。)
- 九ノ八、遊魂 (秋田ハ幽靈ガ多イ。死期近イ病人ノ幽靈ガ親戚・親友ニ訣別ニ現レタリスル。医者ニ薬ヲ請ヒニ來タ幽靈モ有ル。)
- 九ノ九、籠の渡り (越中ノ五ヶ村デハ、深谷ノ上ニ藤かづらノ大網ヲ曳渡シテ籠ヲ吊リ、ソレニ乗ツテ谷ヲ越ス。)
- 九ノ一〇、舍利汎 (板本後五ノ四)
- 九ノ一一、銅山 (板本後五ノ五)
- 卷之十ノ一、饑渴負 (天明三年奥羽大饑饉ノ慘状ヲ、同六年、荒涼タル其ノ地ヲ踏ンデ見聞シテ記ス。「餓死の者幾百人埋葬」ナド標シタ塚比タルノミナラズ、未埋葬ノ人骨壘々トシテキル。當時、饑民、資産家ノ食糧ヲ奪ハウトシテ攻防ノ悲惨、人ヲ殺シテソノ肉ヲ食ウタ無慚、ソレニツケテモ五穀ノ貴重ヲ忘ルベキデナイ。)
- 十ノ一二、広徳寺の門 (板本後五ノ六)
- 十ノ三、気候 (板本後五ノ七)
- 十ノ四、名山論 (板本後五ノ八)
- 八 東遊記の板本に有るけれども稿本に無い章は、次の如くである。

(1) 卷之四ノ五、阿古屋松  
(1) 卷之五ノ四、浮島  
(3) 五ノ五、大骨  
(4) 五ノ六、金華山  
(5) 卷之五末ノ二、三尊窟  
(6) 五末ノ三、不食病  
(7) 後編卷之四ノ六、戸隠山  
(8) 後四ノ七、大魚  
(9) 後四ノ八、塔影  
(10) 後編卷之五ノ九、鍼先  
(11) 後五ノ一〇、地氣

注三八参考。

九 北窓瑣談は、是より先、「文政八年乙酉夏五月新刻」(奥附)の本もある。封面に「書肆文繡堂・石倉堂合梓」と記し、奥附に「書肆(京都、・・)三木太郎左衛門(大阪、・・)河内屋長兵衛(同、・・)河内屋平七」を掲げた。「桃花山人」の「北窓瑣談序」を弁し、「葦闕牛」の「画図」(奥附ニヨル)を加へる。三卷で、上 四六段、中 三九段、下 四九段を有する。

しかし今は、南鎰の嗣子「橘春徳」の「北窓瑣談序」を掲げた板を主として対照する。右の序の年紀は「文政乙酉」ハ八年であるが、奥附には「文政十二年己丑正月発兌」と記されてゐる。書肆は「(京都、・・)三木太郎右衛門(大阪、・・)小刀屋六兵衛(同、・・)河内屋長兵衛(同、・・)河内屋平七」。「画工」「柳臺齋」(以上、奥附)。「菅原長韶」の「文政乙酉」の「序」もあり、「跋」は「門人 阿州橘春菴謹識」に係る。段数、卷之壱 七七、卷之二 八四、卷之三 六五、卷之四 四六、後編卷之壱 四六、後編卷之二 五八、後編卷之三 五〇、後編卷之四 三三。

一〇 袋綴。縦七寸五分、横五寸三分。每半葉十行(界闊ハ無シ)。第一冊、卷壱、扉一葉、本文五三葉、一五四段。第二冊、卷二、扉一葉、本文五一葉、九八段。第三冊、卷参、扉一葉、本文五一葉、九七段。第四冊、卷肆、扉一葉、本文五〇葉、モト五一葉、注一三(四八)参照、八二

段。第五冊、卷伍、本文五五葉、七五段。卷伍の尾題に「大尾」と注する。各巻、内題の下に「梅華仙史橘春暉著」と署し、「橘印／春暉」印(白文、縦六分弱、横六分強)を朱捺してある。(モトノ表紙ヲ失ツタノハ、残念デアル)。

一一 V、第六篇江戸時代(上)、第四十章江戸時代文化の形式化、政治の繁縝、飛驒の幕領に於ける農民一揆の際の例、七〇—七一页。

## 二 卷之伍 六七。注一三(六八) 参看。

### 一三 北窓瑣談稿本に有るが板本に無い段の梗概

(一) 卷之老ノ第二〇段 天明年間、白鳥ヲ吉端ト慶賀シタ中ニアツテ、伏原宣條ハ、△帝王ノ吉瑞ハ奇禽デハナイ。修徳ヲコソ心ガケ給フベケレ▼ト勘申シタ

(二) 老ノ二三 寛政ノ還幸ニ烏丸資董、扈從シタガ、其ノ父光祖、△万ノ際ハ、文官ト雖、手ヲ掛ヒテキルベキデナイントテ、資董ノ從者ニ懾劍ヲ持タセタ

(三) 老ノ八八 宝曆・明和ノ間、鳴原侯ノ臣、盲人不怨斎ガ政ヲ専ラニシテ苛察デアツタガ、侯其ノ術学ヲ怒ツテ之ヲ免黜シタ

(四) 老ノ九八 石川数正、戦死ヲ決シ、牒ノ緒ノ結ビ様ヲ習ツタ

(五) 老ノ九九 尊貴ヲ屈シテ賢士ニ下ヅタ諸侯。松山侯ノ斎(ニ斎)第五右衛門ニ対スル、若狭酒井侯ノ西依義平ニ対スル、小田原大久保侯ノ玉田喜内ニ対スル、等

(六) 老ノ一一六 乾隆帝八十歳ノ賀ノ様子。異民族デアル清朝ガ漢人ヲ心服サセ太平ヲ致シタノハ、稀有ノ善政デアル

(七) 老ノ一四五 『夢溪筆談』ノ抄録・金麟趾・裏跋。宋ノ四兩ハ、漢ノ一斤

(八) 老ノ一四五 夢溪筆談ノ抄録・印刷

(九) 老ノ一四五 夢溪筆談ノ抄録・秦漢以前ノ度量

(一〇) 武ノ一 寛政四年新画ノ賢聖障子。冠服、古制ニ考ヘテ正シタ

(一一) 武ノ三 武家伝奏中院通村、後水尾上皇ノ仰セヲ守ツテ、御落跡ヲ幕府ニ註進セズ、江戸ニ抑留サレタガ、上皇ニ獻ツタ秀歌ニ將軍モ感ジテ帰京ヲ許シタ

(一一) 武ノ一〇 石田三成ハ自分ノ禄ノ半分ヲ以テ鳴左近ヲ抱へ、豊臣秀吉ニ感ジテ、三成ニ加増シタ

(一三) 武ノ一 藤堂高虎ハ、二百石ノ時ニ、三十石ノ士一人ヲ抱ヘタ

(一四) 武ノ一三 寛政ノ初、長崎奉行平賀貞愛著任巡見ノ際、阿蘭陀館ハ

綱紀嚴正デアツタガ、唐人館ハ紊乱シテキタ

(一五) 武ノ一五 漂流ノ安南人ヲ蘭船ガ救助シテ長崎ニ連レテ来タガ、唐人、送還ノ勞ヲ渋ルノデ、蘭船ニ戻シタ

(一六) 武ノ二九 济饑避穀ノ方

(一七) 武ノ三〇 幕下ノ士ニ支給スル穀數・江戸市民ノ飯米ノ量、等(塙尻)

(一八) 武ノ三一 明ノ南北直隸ノ人口ト日本京都ノ人口(塙尻)

(一九) 武ノ三一 享保十七年ノ人口、等(『武林隱見錄』)

(一〇) 武ノ三三 天明六年江戸ノ戸数・人口

(一一) 武ノ三四 大嘗祭・新嘗祭ノ称

(一二) 武ノ四三 武家ノ軍役割当数(『鎧革』)

(一三) 武ノ五四 宋ノ陳亮ガ豪邁ノ言(『推倒一世之智勇、開拓万古之心胸』云々)

(一四) 武ノ五五 五井藤九郎(蘭洲)ノ『瑣語』

(一五) 武ノ五八 御城千枚吹ノ金(『泰山集』)

(一六) 武ノ五九 寛政四年新鑄ノ御城内用意ノ分銅金

(一七) 武ノ六五 鳩毒ハ何物カ

(一八) 武ノ八〇 真田昌幸、息幸村ニ、豊臣・徳川相戦フ際ノ珍策——青野

ヶ原ノ真中ニ陣取ツテ東軍ヲ待ツ一ヲ教ヘタ

(一九) 武ノ八四 『有斐錄』ニツイテ

(二〇) 武ノ八八 『医心方』ハ、將軍家ガ仁和寺宮カラ借用書写シテ世ニ弘マツタ

(二一) 參ノ三 西本願寺ノ紫檀デ、菊亭家秘藏ノ琵琶(はば)模ヲ作ツタ(寛

政四年)

(二二) 參ノ一〇 水軍「三嶋流」

- (三三) 参ノ一八 松本ノ芥川家ニ伝ハル甲賀流ノ忍術  
(三四) 参ノ四〇 仏ノ三十二相  
(三五) 参ノ四七 『慶安太平記』、過半ハ虚構デアル (神沢杜口ノ言)  
(三六) 参ノ七二 徹書記ノ歌 (後朝恋) ヲ評スル  
(三七) 参ノ七七 (白川) 雅喬王ノ直言ニヨツテ、後西天皇、書藝ヲ鍊磨シタマウタ  
(三八) 参ノ七八 光格天皇、風俗ニ弊害アルコトヲ慮ツテ、御茶ノ追詰メヲ控ヘタマウタ  
(三九) 参ノ七九 光格天皇、和歌御添削ノ妙  
(四十) 参ノ八五 蒲生氏郷、毒死ニ際シ辞世ノ歌  
(四一) 参ノ九四 柴野栗山、神武天皇陵ノ詩ヲ將軍ニ進覽シテ、尊王ヲ諷シタ  
(四二) 参ノ九四 光格天皇御製詩「新宮成、手書示源大樹」  
(四三) 肆ノ六 光格天皇御製詩「新宮成、手書示源大樹」  
(四四) 肆ノ七 寛政ト改元スル詔  
(四五) 肆ノ八 將軍徳川家治ニ官位ヲ贈ル宣命等  
(四六) 肆ノ一六 著者ノ遊惰ヲ母ガ訓戒シタ  
(四七) 肆ノ三一 忘湖ノ作『慶長中外伝』一三傑 (家康・秀吉・三成) ·  
五妻 (秀吉ノ五夫人) ノ事ヲ述ベテキル  
(四八) 肆ノ三七 松平定信ノ「求龍説」ヲ評論スル (原本、一葉截り取られ、中断してゐる。蓋し、憚り恐れることの甚しきものが有つたのであらう)  
(四九) 肆ノ四九 菊亭家秘蔵ノ琵琶  
(五十) 肆ノ五一 開院故一品宮ノ作歌ハ平易ヲ旨トシタガ、王子尹宮ノ歌ハ新奇耳ヲ驚カセル  
(五二) 肆ノ五二 清朝乾隆帝ノ隠居御殿ノ料トシテ、疊・膳椀ノ註文ガ日本ニ來タ。先ニ、帝ノ母ノ料ニモ註文ガ有ツタガ、官ノ利益ヲ見ル為ニ、低廉ノ入札者ニ用命シタノハ、殘念デアル  
(五三) 肆ノ五七 人吉城ノ危急ヲ連歌ヲ以テ救ツタ北野天満宮ノ社人ノ子  

孫ニ、今モ相良侯カラ扶持米ガ贈ラレル  
(五三) 肆ノ六四 秦山集ノ、日本ノ「音」律学ノ記事、并ニ其ノ批判  
(五四) 肆ノ七一 ▲菊亭大納言デモ、名器ノ琵琶ヲ弾ズルノハ、聞キ苦シイ▼トノ評ガ有ルガ、精妙ナ楽器ハ、些シデモ奏シ誤ルト、ハツキリ聞エテシマフ  
(五六) 肆ノ七三 平松右衛門督ハ、七絃琴ノ師杉浦梅岳ノ忌日ニ、香花精キ易クナイ▼旨ヲ語ツタ  
(五七) 伍ノ三 寛政年中、著者、新嘗祭ニ奉仕シタガ、大嘗・新嘗、次第ニ復興シテ盛儀トナル  
(五八) 伍ノ七 天明ノ禁裏火災ノ際、日雇頭丹後屋新吉ハ、計略ヲ以テ人足ヲ集メ、火消役郡山侯ニ提供シテ、侯ノ恩顧ニ報イタ  
(五九) 伍ノ一一 禁中井公家中諸法度ノ本文  
(六十) 伍ノ一二 関東御式目ノ本文  
(六一) 伍ノ二〇 著者、未成ノ医書草稿ヲ焼却シタ後、心神安穏テ、喘息モ軽クナツタ  
(六二) 伍ノ二一 支那諸所ノ北極星ノ高サ (『靈臺曆象考成』所載)  
(六三) 伍ノ二六 明和以降、命ニヨツテ、金銀、支那ヨリ輸入ニ転ジタ  
(六四) 伍ノ二九 板倉周防守、所司代トナツタ初メニ、牛ノ放尿ヲ無礼トシテ打ち殺サセタノデ、人々恐レテ、不法ヲ為ス者少カツタ  
(六五) 伍ノ三〇 異國船防備ノ烽火ノ欠陥  
(六六) 伍ノ三八 六如ガ僧ニシテ詩文ニ流レ・中井覆軒ガ儒ニシテ隠ニ流レタ如ク傍路ニ入ルヲ惜ム  
(六七) 伍ノ四四 蝦夷地ノ状況  
(六八) 伍ノ六七 高山ニ一揆蜂起シテ、代官所ガ救援ヲ求メタ時、郡上藩、末席家老ノ意見ニヨツテ、江戸幕府へ伺フヲ待タズ、早速出兵シタ  
(六九) 伍ノ六八 高山ノ一揆ノ時、富山勢ノ人足日雇ニ脱走ヤ乱暴ヲスル者ガ出タガ、大庄屋ガ命令シタラバヲサマツタ  
(七十) 伍ノ六九 寛政ノ初メ、漂著唐船ガ、臨検シタ土佐藩吏ヲ載セタ

マ出帆シテシマツタ。先ニ人質ヲ陸ヘ取ツテ置クベキデアル。

(七一) 伍ノ七〇 寛政ノ初メ、筑前ニ漂著シタ唐船ガ脱出シタノヲ、足輕ガ追懸ケテ勇敢ニツレ戻シタ。

(七二) 伍ノ七一 細川侯ガ殿中デ刃傷ニ遭ツタ時、細川家カラ薩摩屋敷ニ、万ノ際ノ助力ヲ請ウタルニ、薩摩ノ留守居家老ハ、▲国モトヘ問合セタ上デ返答スル▼ト応対シタ。薩摩侯、之ヲ武士ノ意氣地ニ反スルトンテ、ソノ家老ヲ切腹サセタ。

(七三) 伍ノ七二 薩摩ノ足輕二人飛脚ニ出テ追剣ニ遭ヒ、甲、重傷ヲ負ツタガ、乙ニ行ヲ続ケサセ、甲自ラハ踏止マツテ賊ヲ斬ツタ。藩デハ、傍輩ノ危難ヲ見棄テタトシテ、乙ニ切腹ヲ命ジタ。

(七四) 伍ノ七五 松其他ノ樹木、根ノ指ス様ニ枝モ指ス (最後の段)

一四 板本でなく稿本の系統の転写本も何ほどか世に行はれて、稿本だけにしかない記事も知られる所有つたやうである。東京大学図書館A90/1919写本『北窓瑣談抄』(一冊。奥書「文政十一戊子年七月／柴田猪助善伸借藏写之畢」)は、萩野由之博士旧蔵で博士が手識して「北窓瑣談刊本二種互ニ詳略アリ此書ハソノ二種ニ漏レタルコトヲモ記セリ貴フベシ」(封面ニ朱書き)と為した如く、稿本に有るが板本に無い段(五を含む)〇六段の抜萃で、段々の順序も稿本に於けるそれと合する。又、『(増訂) 国書解題』一七九三頁に著録した「(写本) 一巻」の「北窓瑣談」も、「文化元年甲子書写の奥書あり。」といふから、勿論、板本の写しではないはずだ。

### 一五 北窓瑣談板本に有るが稿本に無い段

(甲) 文政十二年板ニ有ルガ稿本ニ無イ段 (コレラハ全テ、文政八年板ニ無イ)

(一) 卷之二ノ第二〇段、起「肥後豊後日」 止「に語られき」

(二) 二ノ七一、九州の俗好 ざけりとぞ

(三) 二ノ七二、李根白皮の 白しとなり

(四) 二ノ八〇、筑後の國の りしきかず

(五) 二ノ八一、安永の頃余 奇とすべし

(六) 二ノ八二、矢疵つらぬ 言伝ふとそ

(七) 三ノ一四、人ハ天地の んとぞ思ふ

(八) 三ノ三五、佐渡の国に 語り侍りし

(九) 三ノ五九、唐土の医ハ して文なし  
きものなり

(一〇) 三ノ六〇、薬の効ハ診 きものなり

(一一) 後篇壱ノ五 医術の妙に きゆえん也

(一二) 後二ノ二五、淮南子に文 の早きにや

(一三) 後一ノ二六、砭の法ハい しき更なり

(一四) 後三ノ一、山中の人ハ といふとぞ

(一五) 後三ノ二、筑前福岡辺 かたられし

(一六) 後三ノ三、薩摩ニハ初 かゞ有しや

(一七) 後三ノ四、肥後辺ハ下 いふ疾にや

(一八) 後三ノ五、肥後の球麻 うに思わる

(一九) 後三ノ一七、薩摩大隅の なしといふ

(一〇) 後三ノ二一、人の利鈍賢 なるもの也

(一一) 後三ノ二三、鯨の牙齒は 異なるべし

(一二) 後三ノ二三、肥後の海中 知べからず

(一三) 後三ノ二四、医者たるもの も亦妨なし

(一四) 後三ノ四三、宋の沈存中 き夏なりき

(一五) 後四ノ六、小堀某公の に語られき

(一六) 後四ノ三〇、徂徠先生病 たきもの也

(一七) 後四ノ三一、世間おぼく 居るもの也

(一八) 後四ノ三二、天明の平安 有ものなり

ナホ、〔乙〕文政八年板ニ有ルガ稿本ニ無イ段 (コレラハ全テ、文政十二年板ニ無イ) モ、参考ノ為ニ示ス

(一) 中卷ノ第二二段、起「文筆もあや」 止「つれ／草」

(二) 中ノ三、茶をかける ハ申置れし

(三) 中ノ二八、人はなどき ふことにや

一六 稿本と板本(二種)との間の、章段の排列・順序亦異同少からぬに至つては、記すに餘地が無い。

一七 四ノ二ウ。

一八 式ノ九七。

- 一九 二ノ二二十ウ。  
二〇 壱ノ二三一。  
一一 壱ノ十ウ。  
一二 参ノ五。  
一三 壱ノ二〇。注二三(一)参看。  
一四 参ノ七七。注二三(三七)参看。  
一五 肆ノ五一。注二三(五〇)参看。  
一六 参ノ九四。注二三(四一)参看。  
一七 式ノ五九。注二三(二六)参看。  
一八 肆ノ三三。注二三(四七)参看。  
一九 伍ノ七一。注二三(七二)参看。  
二〇 伍ノ六九。注二三(七〇)参看。  
二一 伍ノ三〇。注二三(六五)参看。  
二二 第六葉右の第五行より同左の七行まで。注一五(一九)参看。  
二三 磨姓外骨著『改訂増補筆禡史』徳川幕府時代、五三貢「大嘗会  
便蒙」・牧野善兵衛編述『徳川幕府時代書籍考』第三編、元文五年九月、三  
十丁左、参看。  
三四 入替へに係る段々には、医術上の事項が多いやうである。多分、そ  
の専門の雑記のやうなものが他に有つてそれから取つたのであらう。  
三五 此の本毎行字数は、不等ながら、平均大よそ二十六字程度であるの  
に、此の例の第一七段は一行二十二字位に字が大きく字間もぱらつとしてゐ  
て、其の差異一見して目にはひり、いかにも空き間を塞がうとしたものであ  
ると感知せられる。
- 三六 卷之式ノ五。注七参看。
- 三七 南谿は此の話しを「余か東遊中の美談是に過るるものなし」とまで賞  
揚するにも係らず、板本は之を割愛せざるを得なかつたのである。
- 三八 東遊記の、稿本に無くて板本に存する段々には、中に「塘雨」とい  
ふ人名・殊に塘雨の『笈埃隨筆』といふ書名も出るものがある。百井塘雨  
(通称、左右二)は是が漫遊家で『続近世畸人伝』卷之一「百井塘雨」參  
照、その紀行が笈埃隨筆十二卷である。今、同書を対照して見るに、

(一) 板本東遊記、卷四ノ五、阿古屋松(文中ニ「塘雨か遊びしハ」云々  
トアル)は、笈埃隨筆、卷之七、大沼山浮島の首部と共通し、  
(二) 卷五ノ四、浮島(文中ニ「塘雨か遊びしは」云々・「塘雨ないと怪し  
ミて」云々・「塘雨ハ益信じて」云々トアル)は、笈埃、七、大沼山

浮島に出てをり、

(三) 卷五末ノ二、三尊窟(文中ニ「此事余か朋友塘雨といへる人、、、  
まのあたり見及ひて、、、、笈埃隨筆てふ書をつくり」云々トアル)

は、笈埃、卷之六、三尊窟に出てをり、

(四) 卷五末ノ三、不食病(文中ニ「塘雨あやしみて余に語れり」トア  
ル)は、笈埃、卷之参、奇病に出てをり、

(五) 後編卷五ノ一〇、地氣(文中ニ「余か友塘雨、、、参詣して」云々  
トアル)は、笈埃、卷之四、地氣と共通する所が有る。

笈埃隨筆は「橘南谿の東西遊記もこれに拠る所多し」と既に言はれてゐる  
が(『日本隨筆大成』第二期第六卷凡例、四頁)、それは、稿本を参照するこ  
とを得て考察すると、稿本に見えず板本東遊記だけに存する段に笈埃隨筆か  
ら取つたもののが有ると知れた。或いは、上様しようとするに当り、稿本に有  
つても公表をとどめる段がいくつか出ると、分量が足りなくなり、さりと  
て、南谿自身の漫遊からは独自のたね・材料も尽き、そこで笈埃隨筆から借  
用して間に合せたのではないか、と想像する。(塘雨ヤ笈埃ノ名ハ出シテア  
ルカラ、剽竊デハナイガ。但シ又、(六) 東遊記卷五ノ六、金華山・(七)  
後編卷四ノ八、塔影ハ、塘雨ナドノ名ハ見エヌラシイガ、実ハ、笈埃隨筆  
ノ、ソレゾレ、卷之三、金花山・卷之九、塔影入屋ヲ使ツタヤウデアル。)

三九 高於菟三「錄」。『國學院雜誌』第四十二卷第八号所載。春園は、  
神道家下田義照である。原文、左の如し。  
、、「何れの公卿にても、數百年間自家に写本となりて保存し置ける記録  
類を、潛心に研究して、敢て怠ることなかりき。明治の初年に、某公卿華族  
あり、世人が木版又は活版にせる書籍を読むのを目して、嘲笑して曰く、彼  
等は印刷学者なりと。」(56頁)

**補注** 史料編纂所の近世史料部第三室は、学術史料を担当し、勿論、そ  
の蒐集にも心がけてゐる。此の橘南谿遺品は同室創設後殆ど最初の収穫であ

つたが、報告の遅れたこと宮川家に對しては申しわけないけれども、創刊号所報に之を掲げ得たるを喜びとする。

補注二 活版にしてながら、大體のさまを示すと、  
板本

「一集外歌仙は狩野蓮長に命せられ図画を添れたりとぞ

立のほる煙ならすは炭籠をそともいさやミねのしら雪」

(○下略。振仮名略ス)

稿本

峯炭籠

平常縁 (○注略ス)

立のほる煙ならすは炭籠をそともいさやミねのしら雪」

輪を染させられ撰し給ふものとそ後に狩野蓮長に  
命せられ図画を添へられたり其本紙今現に山科  
十禪寺にありといふ

峯炭籠

平常縁 (○傍注略ス)

立のほる煙ならすハ炭かまをそともいさやミねの白雪」

(○下略)

補注三 編纂所研究会に於ける口演では、此のあとに次の二段を添へて餘響とした。

『なほ、北窓瑣談・東遊記、稿本にのみ存する章段は固より、板本に削られたり匿されたりした部分的な字句だけでも、随分といろゝ有益な知識を供給することでありまして、その一つだけ、附けたりに申して置きますと、本所の所蔵品に、『明國劄符』(貴大／3)——前田玄以を明の官爵に封づる萬曆式拾參年式月附文書——が有ります。此の劄符のことは偶々北窓瑣談に見えてゐるもじらしいのですが、板本(後三ノ七ウ)では「晋紳家に珍藏」されたとあるだけであります。しかるに稿本北窓瑣談(伍ノ六)で之を見ましたところ、「柳原殿」と明記してあつて、伝来を知ることができたのであります。』

補注四 新写ながら、やや稀本であらうから、南谿の文集・詩集・家集について記しておくと、

文集は、分類なく、四八首

詩集は、「五言古風」一六首・「七言古風」四首・「五言律」一〇三首

・「七言律」一六首・「五言絕句」一三七首・「七言絕句」一一〇首

家集は、部立なく、三五九首

を取めてある。

三集いづれも、南谿の伝記資料となるもの多く、殊に、羈旅の作少からず、東・西遊記と併せ読むときは興味の深きを覚える。

文集所載「祭平二郎文」(天明甲辰二四年)は、南谿が解剖を試みた刑死者に対するものであつて、その前の「臓象詳図跋」と共に、日本解剖史の料である。

家集には、丙一号茶比の和歌も見えており、冊尾は、

「文化二うしのとしやよひはかり去年の秋より病にふしたるかいたうつかれにたるによりてふしのさとを出づ、東山祇園の南安井てふ處にかりにすみて病をやしなぶ比

身ひとつに花の名残そおもはる」

春もことしきをかぎりとおもへば」

で終つてゐるが、其のあとに貼紙して

「かくてこのとしう月十日になん身まかりにける」

と記し加へられてゐるのが哀れである。南谿の歿年を文化三年と為すものもあるが(平出古刀禪)、(鑑三郎『櫻註東西遊記』橋南谿小伝等)、此の貼紙並びに注三に引く宮川氏家系図卷は一年の差を有する。

補注五 その歌は、「幾千とせ綠色そふ竹なれハ君か齡の友としも見よ」。

補注六 南谿詩集、七言絶句に録せられてゐる詩。

補注七 この家系図卷は、宮川家に残してある。